暗号資産交換業の一部廃止の公告

当社は、令和七年十一月十二日十一時五十九分（以下「廃止日時」といいます。）をもって、暗号資産交換業において取り扱っている「メイカー」（以下「ＭＫＲ」といいます。）の取り扱いを廃止いたします。

廃止日時時点で当社が管理するお客様のＭＫＲにつきましては、当社が適当と判断する方法にて売却し、廃止日時より順次、日本円に換金したうえでお客様の当社口座の日本円残高に反映いたします。なお、ＭＫＲの売却が困難であると当社が判断した場合は、当社にて管理したうえで、廃止日時から起算して五年間、お客様の返還請求等に応じてＭＫＲを指定されたアドレスへ出金（送付）いたします。なお、五年を経過した日（令和十二年十一月十二日）以降につきましては、お客様から返還請求が行われた場合でも、返還されない場合がございます。

以上、資金決済に関する法律第六十三条の二十第三項の規定により公告いたします。

令和七年十月十日

東京都台東区台東一丁目二四番九号
ＦＩＮＸ　ＪＣｒｙｐｔｏ株式会社
代表取締役　陳　海騰

取得条項付新株予約権の取得につき通知公告

当社は、取締役会において、当社が発行する新株予約権の全部を令和七年十月二十五日をもって無償取得することを決議いたしましたので公告いたします。

令和七年十月十日

東京都港区芝三丁目一番一五号芝ボートビル七階
森ヒルズ㈱Asian Bridge
代表取締役　小西　広恭

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0066/index.html

令和七年十月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
アリエス特定目的会社
取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0078/index.html

令和七年十月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
アジア８特定目的会社
取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0104/index.html

令和七年十月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
アジアライフ３特定目的会社
取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0079/index.html

令和七年十月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
レジデンシャル５特定目的会社
取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金四千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年三月四日付官報の号外第四十三号六十四頁に掲載されています。

令和七年十月十日

東京都港区西新橋一丁目二番九号メンターキャピタル税理士法人内
オージーエム特定目的会社
取締役　石本　忠次

債権申出の公告

当社は、平成九年六月三日付で平成二年法律第六十四号附則第六条第一項の規定により解散しましたが、残余財産の清算のため、令和七年七月二十三日、大阪地方裁判所（令和七年（ヒ）第六十号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

大阪市中央区東心斎橋二丁目三番一七号
和幸商事株式会社
代表清算人　弁護士　平井　義則
連絡先　大阪市北区中之島二―三―一八
中之島フェスティバルタワー二七階　弁護士法人大江橋法律事務所

訂正公告

令和七年十月一日（号外第二二〇号）掲載の沖縄ＮＸエアカーゴサービス株式会社に係る合併公告（枠組）中、掲載日「令和八年十月一日」とあるは、「令和七年十月一日」の誤りにつき訂正します。

令和七年十月十日

扱　店

正　誤

令和七年九月三十日（号外第二百十八号）公布法務省・厚生労働省令第四号外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則附則第一条及び第二条中「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布により「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第三百四十一号）」となった。

法務省官報報告主任